

鎌市相第 833 号
令和 2 年（2020 年）10 月 6 日

由比ガ浜西自治会
会長 兵藤 沙羅 様

市民相談課長

令和 2 年 9 月 29 日付けでいただきました御質問について、次のとおり回答いたします。

■ (1) について

携帯電話等中継基地局（以下「基地局」といいます。）の設置については、本市において、平成 22 年 4 月 1 日から携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例（以下「条例」といいます。）を施行し、運用しています。

条例は、基地局の設置の可否を審査するものではなく、事業者が近接住民及び地縁団体（以下「近接住民等」といいます。）に対し事前に基地局の設置について説明する責任を明確にし、近隣住民等と事業者とのトラブルを未然に防止する観点から、基地局を設置しようとするときは、事業者は、工事計画について近接住民等への概要説明を行い、周知に努めなければならない旨を定めているものです。

本市といたしましては、近接住民等に対し、本条例の趣旨についての周知を切れ目なく行う必要性を踏まえ、条例制定以降、毎年自治会長様あてに、資料配布による概要説明を行ってきたところです。

■ (2) について

基地局の設置場所については、本市の個人情報保護の観点から非公開とされているため、どこに基地局が設置される計画があるかという情報は、市からお伝えすることができませんが、基地局の設置等に伴う御懸念がある場合には、市民相談課にその旨御連絡ください。該当の地域で基地局設置の計画がある場合は市から事業者の皆様からのお声を伝え、事業者から自治会長様等に連絡するようにいたします。

■ (3) について

本条例は、基地局の設置の可否を審査するものではないため、市では基地局の設置について規制することはできません。しかし、条例では事業者は基地局を設置しようとするときは、近接住民等の意見を聴き、紛争の防止に努めなけ